平成２４年（フ）第４号
愛媛県新居浜市上原１丁目１番25号、住民票上の住所愛媛県新居浜市上原３丁目１番36号
債務者　髙橋　　守
1　決定年月日時　平成24年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２４年（フ）第５号
愛媛県四国中央市寒川町3113番地１
債務者　進藤　阪江
1　決定年月日時　平成24年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２４年（フ）第８号
愛媛県新居浜市久保田町２丁目１番1072号
債務者　大石　龍生
1　決定年月日時　平成24年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２４年（フ）第３号
高知県安芸市穴内甲1180番地
債務者　山中　時子
1　決定年月日時　平成24年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２４年（フ）第６号
福岡県飯塚市潤野933番地312
債務者　春田　秀樹
1　決定年月日時　平成24年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２４年（フ）第１２号
福岡県飯塚市有井353番地66　日野アパート１号室、前住所福岡県飯塚市伊岐須562番地１
債務者　見原　里美（旧姓後藤）
1　決定年月日時　平成24年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２４年（フ）第６号
福岡県八女市立花町上辺春2587番地
債務者　中村　博文
1　決定年月日時　平成24年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２４年（フ）第７号
福岡県八女市立花町上辺春2587番地
債務者　中村　糸江
1　決定年月日時　平成24年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２４年（フ）第９号
福岡県筑後市大字蔵数583番地　県営住宅赤坂団地８棟203号
債務者　田中多恵子
1　決定年月日時　平成24年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２４年（フ）第１１号
福岡県田川郡糸田町3803番地８、住民票上の住所福岡県田川市大字伊田4969番地
債務者　柳瀬　敬子
1　決定年月日時　平成24年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２４年（フ）第１５号
福岡県田川市大字伊加利2011番地
債務者　山田　達也
1　決定年月日時　平成24年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２４年（フ）第１９号
大分市大字横尾3521番地の６　コスモシティ横尾706
債務者　龍野美佐江
1　決定年月日時　平成24年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３号
宮崎県小林市真方5566番地３
債務者　角畑　昭一
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第１１号
宮崎県都城市高崎町縄瀬5064番地
債務者　田吹　心一
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第１４号
宮崎県都城市若葉町86号４番地エクセレントハイツ102、前住所宮崎市末広２丁目３番23号リバータウン末広403号
債務者　中津勇気也
1　決定年月日時　平成24年２月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第７号
鹿児島県奄美市笠利町大字用安1286番地６
債務者　榮　　夏代
1　決定年月日時　平成24年２月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２４年（フ）第８号
鹿児島県奄美市名瀬久里町５番17号
債務者　本田　清二
1　決定年月日時　平成24年２月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部